

News Release

2026年10月2日

融資基本約定書（住宅ローンつなぎ資金）に係る印紙代の返還について

株式会社熊本銀行（取締役頭取 坂本 俊宏）では、住宅ローンのつなぎ契約に際して使用していた融資基本約定書（住宅ローンつなぎ資金用）に関し、印紙税が不課税となる文書であったにもかかわらず、これまでお客さまにご負担をいただいていたことが判明いたしました。

これを受け、当行では対象となるお客さまに対し、ご負担いただいた印紙代4,000円に、つなぎローンご融資日から返還日迄の期間に応じた法定利息を加算した金額をお客さまに返還いたします。適用する法定利率は、つなぎローンご融資日が2020年3月31日以前の場合は年5%、2020年4月1日以降の場合は年3%です。

なお、2026年8月6日以降に実行したご融資については、印紙税を不課税とした取扱に変更しています。

対象となるお客さまには、個別にご案内のうえ、返還手続きを実施いたします。

お客さまには、多大なるご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

2013年7月1日から2026年8月5日までの間に、当行の住宅ローンつなぎ融資商品である、「新型つなぎローン」または「FFGつなぎローン」をご利用いただいたお客さまが対象となります。

2. お客さまへの対応

対象となるお客さまについては、個別にご案内文書をお送りし、順次返還手続きを進めてまいります。

3. 今後の対応と再発防止策

当行では、今回の事象を重く受け止め、帳票の制定・改定時における確認プロセスの見直しや確認体制の一層の強化を図るなど、再発防止に取り組んでまいります。

以 上

《 本件に関するお問合せ先 》
(株)ふくおかフィナンシャルグループ
事務統括部 担当：志岐・古賀
TEL 092 - 723 - 2080